

金沢聖霊総合病院 一般事業主行動計画

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、金沢聖霊総合病院一般事業主行動計画（以下「計画」という。）を策定します。

計画の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

計画の項目及び目標値として、男女の平均勤続年数を「10.5年」として設定します。目標の開始日は、令和4年4月1日とします。

1. 計画の実施に向けた具体的な取り組み

(1) 制度の周知

病院内職員用掲示板、新規採用職員研修等にて周知します。

(2) 取組内容

①母親とお腹にいる子どもを守るために

妊娠中及び産後1年未満に係る制度について職員に周知するとともに、該当職員が制度を利用しやすい雰囲気づくりに心掛けます。

②父親となる職員の休暇を取得しやすい環境づくりをするために

父となる職員が、妻の出産に対してサポートしやすくなるよう産前産後の期間に、特別休暇、年次休暇等を取得しやすい雰囲気づくりに心掛けます。

③育児休業・介護休業を取得しやすい環境づくりをするために

職員から、育児休業・育児短時間休業・育児時間、家族を介護する職員から介護休業制度について適切に説明することとします。

特に、男性職員に対しては、これらの休業を取得しやすい環境づくりに努めることとします。

具体的には、

イ)早出・遅出勤務の措置

ロ)深夜勤務の制限

ハ)時間外勤務の制限

④育児短時間休業の取得のために

職員から育児短時間休業の申出があった場合、制度をについて丁寧に説明するとともに、職場においても、職員が安心して取得できるよう努めることとします。

⑤時間外勤務を縮減するために

各職場における時間外勤務縮減の必要性、重要性を改めて確認するとともに、業務運営の実態にあわせて、創意工夫を凝らしながら、時間外勤務の縮減に努めることとします。

職場長は、勤務時間終了後に部下職員が速やかに帰宅できるよう業務・役割分担の見直し、部下職員の業務の進捗状況の把握、必要に応じて部下職員の支援等を行うとともに、自ら率先して早期退勤する等、時間外勤務縮減の環境づくりに努めることとします。

院内の各種会議の簡素化及び議事録の作成については、可能な範囲で簡素化することとします。

また、安全衛生委員会の活用などにより、時間外勤務縮減に取り組むこととします。

⑥年次休暇の取得を促進するために

職場長等は、自ら率先して年次休暇を取得するよう心掛けるとともに、業務の見直しや休日に挟まれた日における会議等の開催日の変更など計画的・連続的な休暇が取得しやすい環境整備の推進に努めることとします。

⑦子ども・子育てに関する地域活動に貢献するために

職員は、スポーツや文化活動など地域の子育て活動に意欲を持ち、機会を捉えてこれらの地域活動に参加するよう心掛けます。

職場長等は、職員が地域活動に参加しやすい職場の雰囲気作りに努めることとします。

2.公表事項

- 女性労働者の割合 76%

※令和4年3月22日策定